

令和 8 年第 9 回

君津市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 5 日（水）

令和8年第9回君津市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年8月5日（水）午後1時30分から午後2時23分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 水 野 徳 子

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 7号から議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 9号 令和8年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年8月）について

日程第6 報告第 1号から報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 8号から報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第13号から報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第22号から報告第37号 農地計画（目標地図）の変更申出について

出席委員（14名）

1番	内 海 孝 夫	2番	宮 本 雅 之
3番	水 野 徳 子	4番	朝 生 良 重
5番	笹 本 幸 恵	6番	宇 野 真 弘
7番	石和田 勉	9番	小 泉 春 水
10番	露 崎 賢 治	11番	重 田 忠 男
12番	青 山 芳 久	13番	鈴 木 勝
14番	唐 鎌 渡		

欠席委員（１名）

８番 重 田 弘 巳

出席した職員

事務局長	安田 禎則
主幹（事）事務局次長	伊藤 嘉宏
主査	占部 和裕
副主査	古市 和也

◎開 会

(午後 1 時 3 0 分)

会 長 開 ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 8 年第 9 回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

なお、8 番、重田弘巳委員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

◎会期の決定

会 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

会 長 日程第 2、議事録署名委員の指名について、君津市農業委員会会議規則第16条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

4 番、朝生良重委員、5 番、笹本幸恵委員の 2 人をお願いいたします。

◎議案第 1 号ないし議案第 6 号

会 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第 1 号について説明いたします。

お手元の総会議案書 1 ページから進めてまいります。

中島地先の田 8 筆、合計面積 6,770 平方メートルを売買により所有権移転するものであります。

申請理由ですが、譲渡人は経営の規模を縮小したいため譲渡する、譲受人は、要望を受け取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準としまして、譲受人は農地所有適格法人であり、所有、借入れ等含め 10 万 2,000 平米を超える経営面積を有しております。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しております。

農作業従事日数は、常時従事者 5 名で延べ1,350日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 2 号について説明いたします。

糠田地先の畑 1 筆、面積310平方メートルの売買による所有権移転です。

譲渡人は規模縮小のため譲渡する、譲受人は自宅近くの農地を取得して、自家野菜の栽培を行いたいとしております。

許可基準として、譲受人は、現在所有農地はありませんが、自宅隣の土地を借りて野菜栽培を行っております。

農機具は、耕運機を所有しています。

農作業従事日数は、1 名で150日と申告しており、取得面積から見て、資格等については問題ないと思われます。

議案第 3 号について説明します。

日渡根地先の田 2 筆、合計面積697平方メートルの売買による所有権移転です。

申請理由ですが、譲渡人は離農したいため譲渡する、譲受人は、取得して耕作面積の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は約5,500平方メートルの経営規模を有しております。

農機具はトラクター等を所有しております。

農作業従事日数は、2 名で延べ200日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第 4 号について説明いたします。

旅名地先の畑 2 筆、合計面積1,004平方メートルの売買による所有権移転であります。

申請理由として、譲渡人は、譲受人からの要望に応え譲渡する、譲受人は、譲渡人所有の宅地を購入するに当たり、隣接する農地も取得して、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は 1 万4,500平方メートル余りの経営規模があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、4 名で延べ750日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 5 号について説明いたします。

山本地先の田 7 筆、合計面積8,162平方メートルの売買による所有権移転であります。

本許可申請は、亡くなられた申請農地の所有者の遺言により、選任された方が遺言執行者

の立場で譲渡人となっております。

申請理由ですが、亡くなられた農地所有者には法定相続人が1名おりますが、この方は障害を有しており、相続を受けても管理できる状態ではないことから、これまで耕作を依頼してきた譲受人に譲渡することが適切であるとしたこと。譲受人は、これらの状況を考慮し、要望を受け取得して、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は自作、借入れを含め5万4,000平方メートルを超える経営規模を有しております。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、1名で260日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第6号について説明します。

山滝野地先の田4筆、合計面積2,613.1平方メートルの売買による所有権移転であります。

申請理由ですが、譲渡人は経営規模縮小のため譲渡する。譲受人は、自宅隣接の農地であり、耕作に便利のため、取得して、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は約5,500平方メートルの経営規模があります。

農機具はトラクター、管理機等を所有しております。

農作業従事日数は2名で430日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

以上でございます。

会 長 ただいま、議案第1号ないし議案第6号まで事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第1号について、4番、朝生委員からお願いいたします。

朝生委員 それでは、私のほうから御説明をいたします。4番、朝生でございます。

議案第1号について説明をいたします。

先ほど事務局のほうから、多少なりとも重複する点があると思いますが、御容赦願います。

申請場所は別紙1ページを御覧ください。

小糸街道を中島交差点400メートル先の右側、コメリ小糸店の北側100メートルの場所が申請地です。

7月24日、譲受人の担当者と現地確認を行いました。中島地先の田8筆、合計面積6,770平米を売買により所有権移転をするものであります。

申請理由ですが、譲渡人は経営規模を縮小したいため譲渡する、譲渡人は、要望を受けて、

取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は、農地所有適格法人であり、所有、借入れを含め10万2,000平米を超える経営面積を有しております。

農機具はトラクター、コンバイン、田植機等を所有しております。

農作業従事日数は、常時従事者5名で1,350日と申告しております。

不認可の要件はないものと見られ、特に問題はないと思われます。御審議よろしくお願いをします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、議案第2号につきまして、4番、朝生委員からお願いします。

朝生委員 議案第2号について説明をします。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別紙2ページを御覧ください。

小糸街道を塚原交差点手前200メートル、栄和自動車東側道路の左側80メートル先、右側が申請地です。

7月26日、譲渡人及び譲受人と現地確認を行いました。畑1筆、面積310平米の売買による所有権移転です。

譲受人は、自宅近くの農地を取得して、自家野菜の栽培を行いたいとしております。

許可基準として、譲受人は、所有農地ではありませんが、自宅隣の農地を借りて、野菜栽培を行っております。

農機具は耕運機を所有しております。

農作業日数は150日と申告しており、不認可の要件はないものと見られ、特に問題はないと思慮されます。御審議よろしくお願いをします。

以上です。

会 長 続きまして、議案第3号について、7番、石和田委員からお願いいたします。

石和田委員 7番、石和田です。

第3号議案について御説明いたします。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

現地ですが、議案別冊3ページを御覧ください。

県道92号君津鴨川線沿いの糸川セブンイレブンから1.2キロほど鴨川方面に向かった左側

に申請地はあります。

7月24日に譲受人と現地確認を行いました。作付は行われておりませんでした。草刈り、耕うんは行われておりました。

譲受人は高齢ですが、家族が従事しており、取得に対し特に問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

会 長 続きまして、議案第4号につきまして、9番、小泉委員からお願いいたします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第4号について説明いたします。

詳細は事務局の説明のとおりです。

場所は別冊4ページを御覧ください。

地図上の上部に大橋と書いてありますが、こちらが三島大橋になります。こちらから410号線を旅名橋方面へ350メートルほど進み、そこを右折して、さらに100メートルほど進んだ左側になります。

7月27日に譲受人と現地確認、聞き取りを行いました。

先般の大雨で譲受人の自宅の裏手が土台から、すぐそばからもう崩落してしまいまして、自宅そのものが次に大雨でも降ると非常に危険な状況になっておるため、たまたま近隣の空き家に近々なるという住宅を購入することになったということです。

その際に、隣接する農地を購入して、自家用野菜でも作ろうかということだそうです。

何ら問題になるものはないと思われます。よろしく御審議をお願いいたします。

会 長 続きまして、議案第5号につきまして、10番、露崎委員からお願いいたします。

露崎委員 10番の露崎です。

議案第5号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊5から6ページを御覧ください。

君津市山本地区の国道410号バイパスから西側に400メートル以内の水田が申請地です。

7月22日に申請者と現地の確認を行いました。申請地は、以前から中間管理事業で契約し、田として耕作されておりました。申請者は水稻を広面積に耕作しており、山本営農組合の組合員でもあります。

不許可の要件に当たるものはないものと見られ、特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願いいたします。

会 長 続きまして、議案第 6 号につきまして、13 番、鈴木委員からお願いいたします。

鈴木委員 13 番、鈴木です。

議案第 6 号について御説明いたします。

申請内容につきましては事務局の説明どおりです。

現地ですが、別冊 7 ページ目になります。

国道旧 410 号から新 410 号に向かい、J R の久留里線を横断した先にある昭和橋を渡った道路の右側が申請地となります。地図でいいますと、右側が旧 410、左側が新 410 になります。

7 月 21 日に譲受人と現地確認を行いました。

譲受人は自宅近くに農地を取得したいとのことです。高齢ではありますが、まだまだお元気で、以前より水稻、野菜などを生産しており、実績はあります。譲渡人は経営規模を縮小したいとのことです。

特に問題はないと思われます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 ただいま、議案第 1 号ないし議案第 6 号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

会 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 2 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 3 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 4 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第７号ないし議案第８号

会 長 日程第４、議案第７号及び議案第８号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第７号ないし議案第８号については、同一事業ですので、一括して御説明します。

議案書の４ページを御覧ください。

笹地先の畑２筆、合計面積２,０８１平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で農地区分は第２種農地相当となります。

申請地に太陽光パネルをそれぞれ１７６枚ずつ設置したいとのことです。

敷地はならず程度で埋立ては行いません。

排水は、雨水だけで自然浸透です。

汚水、雑排水はありません。

工事は、誤った侵入を防ぐため、フェンスを設置します。

太陽光パネルの角度は１５度で設置します。

壁は設置しないため、通風に問題はありません。

以上です。

会 長 議案第７号及び議案第８号について、事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第７号及び議案第８号について、一括して、１４番、唐鎌委員からお願いいたします。

唐鎌委員 １４番、唐鎌でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

先ほど、細かな内容につきましては事務局説明のとおりでございます。

問題はございません。

お話を伺って、担当者、向こうの方と連絡を取りまして、24日10時、現地で立会いをいたしました。

その内容につきましては、今現在の土地の状況といたしまして、茅が1メートルぐらいでかなり置いている状態で、農地として回復する見込みはほとんどございません。また、道路の反対側にはほとんど太陽光が設置されておりまして、現地に対して何ら問題はないかと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 議案第7号及び議案第8号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

会 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第9号

会 長 日程第4、議案第9号 令和8年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年8月）について議題といたします。

なお、議案第9号につきましては、1番、内海孝夫委員の関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(1 番 内海孝夫委員 退室)

会 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 9 号 令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案について説明いたします。

このたび君津市長より、農用地利用集積等促進計画案を策定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を求める依頼がありました。

お手元の議案書 6 ページを御覧ください。

今回、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区が 4 件、田 3 筆、契約面積は5,015平方メートル、畑 1 筆、契約面積は793平方メートル。

小糸地区が 3 件、田 8 筆、契約面積は 1 万990平方メートル、畑 1 筆、契約面積は495平方メートル。

清和地区が 1 件、田 1 筆、契約面積は1,441平方メートル。

小櫃地区が10件、田55筆、契約面積は 6 万5,881平方メートル、畑 3 筆、契約面積は1,891平方メートル。

続きまして、機構・受け手間契約の件数及び契約面積につきましては、君津地区が田27筆、契約面積は 2 万7,611平方メートル。

小櫃地区が 1 件、田 4 筆、契約面積は4,584平方メートルとなっております。

個別の案件につきましては、議案書の 7 ページから19ページに記載されております。

なお、今回の農用地利用集積等促進計画案の策定に当たりまして、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 5 項各号の許可基準要件を満たしているものとして、農業委員会への意見を求めています。

以上でございます。

会 長 ただいま議案第 9 号について、事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

会 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 9 号について、意見はないものと決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会 長 挙手全員でございますので、本案について意見はないものとして、市長に回答いたします。

ここで、内海委員の入室を認めます。

(1 番 内海孝夫委員 入室)

◎報告第1号ないし報告第37号

会 長 日程第6、報告第1号ないし第21号について、報告第1号ないし第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第8号ないし第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第13号ないし第21号 農地法第5条第1項第7号に規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第21号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

会 長 質問、意見等がございませんので、報告第1号ないし第21号を終わります。

次に、報告第22号ないし第37号 地域計画（目標地図）の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第22号から37号、地域計画の目標地図の変更について御説明いたします。

議案書の31ページを御覧ください。

報告第22号及び第23号は、三直地先で太陽光発電施設の建設を計画するものです。

報告第24号は、大山野地先で太陽光発電施設の建設を計画するものです。

報告第25号は、貞元地先で太陽光発電施設の建設を計画するものです。

報告第26号は、八幡地先で専用住宅の建設を計画するものです。

報告第27号は、泉地先で専用住宅の建設を計画するものです。

報告第28号は、塚原地先で駐車場の整備を計画するものです。

報告第29号は、宿原地先で太陽光発電施設の建設を計画するものです。

報告第30号は、三田地先で資材置場の整備を計画するものです。

報告第31号は、小市部地先で太陽光発電施設の建設を計画するものです。

報告第32号から第37号は、滝原地先で宿泊施設を計画するものです。

説明は以上となります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの報告第22号ないし第37号について、意見がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

会 長 報告第22号ないし第37号を終わります。

◎閉 会

会 長 以上をもちまして、令和8年第9回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了をいたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和8年第10回農業委員会総会は、令和8年9月2日水曜日、午後2時から市役所5階大会議室にて開催する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

(午後2時23分)